

令和3年5月11日

保護者 各位

東京都立広尾高等学校長
山室 俊浩

緊急事態宣言下における都立広尾高等学校の対応について

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、篤く御礼を申し上げます。

さて、国は緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定し、東京都は緊急事態措置等の延長として、東京の人流を徹底して抑え込み、感染を収束させることを目的に、都民に対する日中も含めた不要不急の外出自粛や移動自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

都立学校につきましては、感染防止対策を一層徹底しながら教育活動を東京都教育委員会の許可する範囲内で行うこととしています。生徒の学力保障に鑑みて、本校では下記のと通りの対応をいたします。御家庭での感染症予防策の継続とともに、課題等による自宅学習に、御協力をお願いいたします。

記

1 中止とする教育活動の期日について

全ての部活動（★注）、学年を超えて一堂に集まる行事、校外での活動、飛沫感染の可能性が高い学習活動等、中止とする教育活動の期日を緊急事態宣言の解除される日までとします。

但し（★注）について、高体連等が主催する大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認めます。また、出場する大会等の初日を起算日として14日前からのみ、練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等を認めます。なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底することとします。

2 分散登校の実施

（1）緊急事態宣言の解除される日まで、分散登校を実施します。

詳細は別紙の「令和3年度 緊急事態宣言下における本校の教育活動」のとおりとします。

（2）その他

○現在行っている時差通学については原則として16:00完全下校を継続します。

○5月22日（土）実施予定の城南予備校の講習については、中止とし後日補講を行います。

担 当
東京都立広尾高等学校
副校長 島岡 恵一
電話 03-3400-1761